

## 山川議員要望項目一覧

令和6年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 淀江産業廃棄物管理型最終処分場について</p> <p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場の計画について、事業者と地域住民との間で合意が成立しない要因の1つに立地の問題がある。水源の上流部が計画地となっており、計画地の下流部は多くの住民が住んでいる。</p> <p>多くの地域住民の生活に影響を及ぼす建設計画であることから、より丁寧な住民への説明及び第三者的立場からの専門家による検証が必須である。</p> <p>①住民への説明について</p> <p>建設予定地における軟弱地盤の範囲等について、住民説明会と鳥取県廃棄物審議会で説明された内容が異なっていた。廃棄物審議会では鳥取県環境管理事業センターが住民説明会で示されたものより広範囲な軟弱地盤が示されていた。また、生活環境影響調査の計算誤り等についても審議会でのみ説明があったところである。</p> <p>この件について、本年4月に開催された所管常任委員会において報告があり、担当課の説明は「地盤対策工事の範囲について、一部平面図が欠落していた」との事であったが、未だ住民への訂正および説明会は開催されていない。</p> <p>②手続き条例施行規則の解釈について</p> <p>本年4月に開催された鳥取県廃棄物審議会において、地盤の対策工法が変更になったことが主要な設備の変更にあたるか等について審議されたが、審議会委員に構造の専門家はおらず構造検証資料も示されていない。住民から工法(プレロード工法及び掘削置換工法)を併用することでどの様に安全が担保されるのか、説明や根拠を示して欲しいと要望があった。</p> <p>また、今回の事業計画の変更が、手続き条例施行規則第19条第5号に該当するため、再周知等の手続をする必要がないという県の考え方に対して、本審議会の数名の審議会委員からは当該条項に当てはめるのは無理があり、解釈の余地があることを指摘する意見、同条第6号の知事が適当と認める変更該当するとし、知事の判断にした方がいいとの意見も出ていた。</p> <p>審議会の結論としては同条第5号に該当と判断したとのことであるが、専門家から知事の判断にしてはとの意見も出ていたことから、</p>	<p>①住民への説明について</p> <p>地盤対策工の範囲及び生活環境影響調査の計算誤りについては、住民に対する分かりやすい説明が必要であることから、県から環境管理事業センター(以下「センター」という。)に対し、住民への周知を指導している。これを受け、センターは、これらの事項について、5月2日に関係自治会長に直接面会するなどして説明するとともに、自治会内での回覧を依頼している。さらに、これらの説明内容について、センターのホームページに掲載しているところである。</p> <p>センターからは、今後も地元の要請があれば、その都度、丁寧に対応する旨聞いている。</p> <p>②手続き条例施行規則の解釈について</p> <p>手続き条例の趣旨は、事業計画に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の設置許可手続に先立ちあらかじめ関係住民等に周知を行うなどして手続の適正化等を図るものであり、事業計画の変更の場合においては、施設のシステムや設計の考え方が根本から変わるような重要な変更の場合又は生活環境に影響を及ぼすような場合に限り改めた周知等の手続を求めている。</p> <p>この度の鳥取県廃棄物審議会では、安全性を確保するための「地盤対策」を含む今回の変更について、条例による周知等の手続を要しないことに異論はなかった。なお、変更内容の一部について条例規則第19条第6号を適用してはどうか等の意見はあったが、最終的な答申では、全体として同条第5号に該当する変更と結論づけられたものである。</p> <p>県は、これまでも、地下水等調査会を設置して、計画地で涵養された地下水が水源に影響することはないことを確認している。今後、法に基づく申請が行われた場合には、専門家に意見を聴いた上で、地盤対策を含む施設の安全性について、客観的かつ科学的な根拠に基づき厳格に審査することとしており、審査した過程や結果は、必要に応じて地元住民へ説明することを検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>県は説明が不足する事項に関して鳥取県環境管理事業センターに伝えるのではなく、県が責任をもって積極的に前面に出て説明する姿勢が求められる。</p> <p>全国一美味しい水ともいわれる本県の貴重な財産である水源を守ることは鳥取県の重要な仕事である。逆に失った場合は計り知れない損失となることが懸念される。</p> <p>については、懸念される要因の検証並びに地域住民へのより丁寧な説明を求めるとともに住民の生活環境を保全する観点からも適切な対応をお願いしたい。</p>	
<p>2. 島根原発2号機について</p> <p>能登半島地震を踏まえた、島根原発2号機の安全対策に関し、県と両市連名で国と中国電力へ申し入れたことについては評価する。</p> <p>しかしながら、申入れに対する回答期限を定めておらず、県として曖昧な対応であると考え。</p> <p>よって以下2点について要望する。</p> <p>①遅くとも島根原発2号機の再稼働までに回答を求め、その回答の内容次第では2号機再稼働への対応に影響を及ぼすとの姿勢を示すこと。</p> <p>②回答に関して議会だけでなく広く県民にも説明し、意見を求めること。</p>	<p>島根原発2号機については、当然安全こそ第一義であり、能登半島地震を受け、国及び中国電力に対して、まずは慎重な検証を求めているところである。</p> <p>また、国及び中国電力に対しては説明責任を果たすよう、強く求めている。</p>